

栃木県環境審議会第2回気候変動部会 議 事 録

令和7(2025)年9月2日(火)

栃木県環境森林部気候変動対策課

栃木県環境審議会第2回気候変動部会の開催結果

○ 日 時

令和7(2025)年9月2日(火) 10時00分から11時15分まで

○ 場 所

栃木県庁本館6階 大会議室2

○ 出 席 者

〔委員〕 石崎紀子委員、小菅美智子委員、佐橋正美委員、高梨弘幸委員、根本泰行委員、
横尾昇剛委員

〔県〕 気候変動対策課長 ほか

1 議 題

- (1) 栃木県環境基本計画・栃木県気候変動対策推進計画・栃木県資源循環推進計画の統合について
(報告事項)

＜事務局から資料により説明＞

～質疑・意見～

委員から質疑等なし。

- (2) 栃木県環境総合計画（仮称）【気候変動対策関連】の骨子案について

＜事務局から資料により説明＞

～質疑・意見～

【根本委員】

2025年度の削減率について、現時点での見込みはあるか。

【事務局】

現時点で出ることができる数値は、3年前の2022年度の数値までである。

【根本委員】

資料2の2ページ「3 栃木県の現状及び課題」について、温室効果ガスの排出状況と削減は細かく記載があるが、再生可能エネルギーの導入拡大に相当する部分がない。再生可能エネルギーの導入状況について、その増減や、温室効果ガス削減量に何%相当するところまで導入が進んでいるのかは表示しないのか。

【横尾部会長】

現段階の達成状況を適切に把握し、今後に向けて効果的な対策を立てるに当たり、再生可能エネルギーの導入状況について、本県のCO2排出削減にどのくらいの効果を上げているか、情報を把握しているか。

【事務局】

再生可能エネルギーの導入目標値は、2025年度においては380万kW、2030年度においては420万kWという目標値を掲げている。直近の数字は令和5年度末で364万kWであり、概ね計画通り増えている。具体的な再生可能エネルギーの導入による温室効果ガスの削減量については算出していない。

【根本委員】

森林吸収源対策に係る CO2 排出削減への寄与について、具体的な記載があった方がよいと思う。

また、2030 年度の目標値があるが、家庭分野は、2013 年度に比べて 72%削減を達成するには相当な取組が必要だと思う。例えば、計画策定時の試算が、社会情勢の変化により達成できなくなってしまうとなるのは仕方がないと思うが、現時点で、資料 2 の 3 ページ「4 今後の方向性」に記載がある「脱炭素型の生活様式（ライフスタイル）への転換」及び「省エネと創エネによるゼロエネルギー化の推進」の施策を実施すると、本当に 72%削減目標を達成できるのか、試算を伺いたい。

【事務局】

ロードマップ策定時に、各分野の目標を立てる際に数値を積み上げて試算している。家庭分野の 72%の削減目標は、削減量としては約 160 万トンに相当する。内訳は、①住宅の 4 分の 1 に太陽光発電設備を導入することによる 10 万トン程度の削減、②住宅の断熱化・省エネ化による 90 万トン程度の削減、に加え、国全体の取組に依存するところではあるが、③CO2 の排出係数が半減することによって、電力に伴う CO2 排出量の 60 万トンほどの削減を見込んでいる。

【根本委員】

資料 2 の 2 ページ「気候変動影響の状況」のグラフは、温室効果だけではなく、ヒートアイランドの影響も含まれると思う。「4 今後の方向性」の (2) の適応策として、ヒートアイランド対策も含めるべきではないかと考えるが、いかがか。

【事務局】

都市の緑化については、熱中症対策にも関係してくる部分と思われるため、所管部局の取組状況を確認の上、今後検討していきたい。

【横尾部会長】

2030 年度の削減目標は数年前に設定されたものだが、現在に至るまでに技術開発をはじめ様々な変化があったと思う。最新の知見を踏まえて、例えば、家庭分野の 72%の削減目標が達成できそうかどうかといった状況が分かるとよいと思う。

また、県内市町は、県のロードマップを参考に施策を作っているところもあると思われるため、目標達成の見通しについて確信を持って共有できるとよりよいと思う。

【事務局】

計画策定と同時並行で、今後の排出量の予測や、どのような削減シナリオがあるのかなどを試算しているところである。ロードマップ策定時に積み上げた数値については、適宜見直し、総合計画に盛り込める範囲で盛り込んでいければと考えている。

【石崎委員】

2030 年度の目標値の合計として 50%削減はよいと思うが、社会情勢の変化もあり、分野ごとの配分は見直すことがよいのではないかとと思う。

特に、森林吸収源や再生可能エネルギーの導入状況などは変わってくると思う。前回の部会で、森林吸収量の計算方法が変わるという話があったと思うが、適宜見直して反映していただければと思う。

【佐橋委員】

前回の部会で、私の前任から、「吸収源対策」としては、栃木県が林業県である特性を踏まえて森林を重視してほしい旨お伝えしたが、今回「森林吸収源対策」という記載にさせていただきありがたい。

資料 2 の 3 ページ「森林吸収源対策の推進」について、骨子案としてはシンプルで分かりやすいが、

素案の段階では、「森林吸収源対策の推進」でなぜ「森林資源の循環利用」なのか、「森林資源の循環利用」でなぜ「林業労働力の確保・育成」なのかなど、それぞれのつながりが分かるように記載していただきたい。

また、前回の部会の資料にもあったが、このような取組(適切な森林整備)を行っても、国の基準によると、吸収量が減ってしまう状況にある。国の基準によるためやむを得ないかもしれないが、一生懸命取組を頑張っている部分でもあるため、吸収量が減っていくという点については上手く表現していただき、森林が吸収源として寄与しているということを分かりやすく計画で表現していただきたい。

【事務局】

素案に向けて、御意見いただいた部分を盛り込んで参りたい。

【横尾部会長】

栃木県は林業県であるため、栃木県の特徴を生かしながら気候変動対策を進めていければと思う。

【高梨委員】

地球温暖化防止活動推進センターは、緩和策の方でその役割を果たしていかなければいけないと思っている。県の計画において、センターの位置付けがはっきり記載されるものではないと承知しているが、センターとしても、今後県との連携を強化していきたいと考えている。センターには地球温暖化防止活動推進員が約 100 名おり、適応策と緩和策の両方に関する情報発信や普及啓発の取組を考えていきたい。

【事務局】

普及啓発は、今後力を入れていかなければならないと考えている。

今回の施策の中で、『『とちぎカーボンニュートラル 15 アクション』県民運動の推進』を記載しているが、個々の取組が合わさり、家庭分野の削減に大きく影響することが期待される。県だけではなく関係する皆様の御協力もいただき、取組を推進していきたいと考えている。

【横尾部会長】

『『とちぎカーボンニュートラル 15 アクション県民運動』の推進』をはじめ、多くの人に脱炭素に係る取組を知ってもらい、多くの人が行動に移せるという状況をしっかり作っていかれたらと思う。

建築分野の話だが、投資家や不動産会社が、脱炭素化の取組に資する建物を作る案件に対し投資をすることにより、関連する取組が促進されるといった動きがある。また、建築以外の分野でも、製品に関して環境への配慮やCO2 排出削減を積極的に展開している企業に対して調達が実施されるような仕組みができると、小さい案件の積み重ねではあるが、CO2 排出削減に大きくシフトできるのではないと思う。県庁でも調達に際して、後押しできるとよいのではないと思う。

適応の方で、参考資料 1 の 27 ページに分野別の気候変動影響評価結果があるが、前回評価した時点から様々な問題が顕在化していると考えられるため、丁寧な情報収集をしていただきたい。例えば、観光関係は、ツアーの催行時間をずらしたり、以前は行くことができた観光地に行けなくなったり、景観が変わってしまっているなどの影響を受けていると聞いている。様々な分野において、気候変動の影響が出てきているという情報を共有できると、より深刻さが伝わるのではないか。

また、今回の部会では骨子案を審議しているが、次回は骨子案からどうなる予定か。

【事務局】

次回の部会では、総合計画における気候変動対策関連部分の素案について審議いただく予定である。

(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準の改定について

<事務局から資料により説明>

～質疑・意見～

【横尾部会長】

本来、太陽光発電は環境に寄与するものだが、メガソーラーなど、悪のイメージを持たれているのが現状である。促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域に位置付けられた場合、抑制効果はどの程度あるものなのか。

【事務局】

この制度は、市町が、地域に裨益する再生可能エネルギー事業を誘導するための区域分けであるため、抑止や規制のための制度とは異なるものであるが、市町が促進区域を設定するに当たっては十分な配慮を要することとなる。

【佐橋委員】

促進区域の設定については、配慮なしで促進区域に設定できる区域もあるのだろうと理解しているが、資料3の4ページだけを見ると、促進区域に設定不可、促進区域に設定可と記載があるのみのため、誤解を与えてしまう書き方ではないかと思うがいかがか。

【事務局】

今後促進区域の説明をする場合には、誤解を招かないような形にさせていただく。

【根本委員】

- ① この法律は再生可能エネルギーの導入を促進するためのものだが、一方で、世の中では、太陽光発電の規制を求める声が上がっているように思われる。促進にかかわる県基準を公表する際には、この部分については他の法律で規制されている、などの記載があったほうが良いと思う。
- ② 太陽光発電に係る問題は様々なところで起こっているが、環境影響評価法に係る制度が導入される前に実施されたものが問題となっている、との認識でよいか。また、栃木県ではこの促進区域とは別に規制も実施しているため、問題が起こることは想定されないなどの考え方があれば、参考までにお聞かせいただきたい。

【事務局】

- ① 規制と促進をセットで書いた方が分かりやすいという点は御意見として受け止めさせていただく。
- ② 環境影響評価制度は、環境への影響を予測・評価し、よりよいものとしていくという制度であるため、同制度での規制は難しいところである。栃木県では、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」を策定しており、地域の理解を得た上で、事業を実施するように求めている。

【根本委員】

既にできてしまったものはある程度仕方がないかもしれないが、今後は、現在の規制のもとで、問題を最小化していけるような形になっているのか。

【事務局】

促進区域については、問題があるようなところには再生可能エネルギーの誘導をしないように進めていくという認識である。

なお、国では、住民説明や住民の同意を得ることをFIT制度において要件化したところであり、今まで周辺の人に対して説明がなされなかったところでも、同意を得る形に変わってきたと考えている。

【横尾部会長】

今の質疑で回答していただいたことを含め、県指針での対応（規制）と促進区域の法律（促進）について、今後の議論の際の参考として、簡単な関係図があるとよい。

【事務局】

いただいた意見を踏まえ、太陽光発電に係る施策の全体像が分かるような資料の作成に努めていく。

【横尾部会長】

委員の方々からは、現状把握をしっかり行う必要があること、適切かつ効果的な施策を打っていく必要があること、2030年・2050年に向けた目標設定について、目標値の内訳は社会情勢の変化に応じて柔軟に対応していくこと等の意見が出た。

また、栃木県の特徴を生かすような方向で打ち出していただくことを期待する。

【石崎委員】

参考資料として配付されている気候対策推進計画と別冊は、2025年までのものであり、2026～2030年の期間のものが今後新たに作られるという認識で良いか。

【事務局】

そのとおりである。

【石崎委員】

今年度、気候変動影響評価報告書が出ると思うので、内容について様々アップデートされるのではないと思う。

2 閉会

【気候変動対策課長】

本日賜った御意見を踏まえ、素案の検討を進めて参りたい。次回の審議についても、引き続き協力をお願いしたい。